

【様式2】

平成 年 月 日

川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線
ネーミングライツパートナー申込書

川崎市長あて

法人名

所在地

代表者氏名

㊟

川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、次のとおり申込みます。

ふりがな 団体名	
代表者	
住所	〒
連絡先	電話： FAX：
会社概要	設立年月日 年 月 従業員数 人 資本金 円
沿革	
事業内容	

提案金額 (年額)	円
提案契約 期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
愛称案	
その他提案 (市民サービス等)	

担当者	氏名： 所属： 電話： FAX： Email：
-----	----------------------------------

※ 申込の際には、次の書類を添付してください。

[添付書類]

- 契約相手方の条件に関する確約書
- 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書
- 印鑑証明書（法人の代表者印） 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- 会社概要（パンフレット等可）

※ 申込書に書ききれない場合や、この他に企業としてPRする事項等がございましたら、任意の書式を追加してご提出ください。

【様式3】

平成 年 月 日

契約相手方の条件に関する確約書

川崎市長 あて

法人名

所在地

代表者氏名

㊟

川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線ネーミングライツ申込にあたり、川崎市広告掲載基準第3条に該当しないことを確約します。

川崎市広告掲載基準（抜粋）

（広告掲載することができない業種又は業者）

第3条 次に掲げる業種又は業者の広告は、掲載しないものとする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- （2）風俗営業類似の業種
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- （4）たばこその他市民の健康上、好ましくないとされるもの
- （5）ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に係るもの
- （6）医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）等に抵触するもの
- （7）法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- （8）消費者金融
- （9）債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- （10）商品先物取引に関するもの
- （11）占い、運勢判断に関するもの
- （12）興信所、探偵事務所
- （13）結婚相談、交際紹介等を業とするもの
- （14）各種法令に違反しているもの
- （15）民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の事業者
- （16）法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- （17）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- （18）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業
- （19）医業、歯科医業、助産師の業務、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業又は柔道整復業。ただし、本市ホームページのバナー広告に限る。
- （20）規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- （21）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- （22）本市の市税を滞納している事業者
- （23）その他広告として掲載することが不適当であると認められるもの

【様式4】

暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

平成 年 月 日

川崎市長 あて

法人名

所在地

代表者氏名

㊟

川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線ネーミングライツの申込にあたり、川崎市暴力団排除条例第2条第1号から第3号、5号に該当するもの及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（以下「排除対象者」という。裏面参照）に該当しないことを誓約します。

また、次の者については、役員に排除対象者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

役員等氏名一覧表

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		
	()	T・S・H ・		

法人その他の団体においては全ての役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を記載してください。

川崎市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

（4）暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

（5）暴力団経営支配法人等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（中略）

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

※ 「暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの」には、下記も含まれます。

- ・神奈川県暴力団排除条例第23条第1項に違反している事実がある
- ・神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反している事実がある

【様式5】

平成 年 月 日

川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線
ネーミングライツパートナー質問書

川崎市長 あて

法人名

所在地

代表者氏名

㊤

川崎駅西口第1駅前広場及び1号川崎駅北口自由通路線ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、次のとおり質問します。

資料名	ページ	項目	質問内容

担当者	氏名： 所属： 電話： Email：	FAX：
-----	-----------------------------	------